

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年1月13日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 チャレンジャー燕三条店

所在地 燕市佐渡5105

設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等の変更）に関する届出

公告日 平成28年8月26日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年1月13日から平成29年2月13日まで